

○別府市生活安全条例

平成11年12月24日

条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪、事故及び災害等による被害を未然に防止するため、市及び市民が相互に連携して活動することにより、だれもが安心して暮らすことのできる国際観光温泉文化都市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の住民及び留学生、観光客その他の滞在者をいい、市内に所在する会社、事業所、学校その他の団体並びに土地、建物の所有者又は管理者を含むものとする。
- (2) 生活安全 犯罪、事故及び災害等がない安心して生活できる環境を確保することをいう。
- (3) 安全活動 生活に危険を及ぼす犯罪、事故及び災害等による被害を未然に防止する活動をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民生活に係る安全意識の高揚を図るための啓発活動
 - (2) 市民の自主的な安全活動の推進
 - (3) その他生活安全に関し必要な施策
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体等の連絡調整を行い、連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、生活安全に関する意識を高め、相互に協力して地域の生活安全活動の推進に努めるとともに、市の実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

(生活安全推進協議会)

第5条 市民の生活安全に関する施策について協議するため、別府市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員30人以内をもって組織する。
- 3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 生活安全のための活動を行う団体の代表者
 - (2) 生活安全に関し専門的な識見を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市の職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。